第2編 設備別編

第8章 電気設備

第1節 直接測定による出来形管理

第2節 品質管理

第1節 直接測定による出来形管理

	機器名	項目	規格値 (mm)	判定基準
電気設備(製作)	1 配電盤類 (1)高圧閉鎖 配電盤 (2)低圧閉鎖 配電盤 (3)高圧電動 機器 (4)コールセ ンタ (5)監視制御 盤 (6)継電器盤 (7)操作盤 2 変圧器	外観 保護構造及び形式 外形寸法 材質及び板厚 取付器具 配線 銘板記入事項 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。 保護構造、形式に対する条件を満足していること。 外形寸法、直角度がJEM1459の許容差、交差以内であること。 金属製であるとともに提出図書に示された板厚であること。 承諾図書に示された規格の器具が所定の位置に適切な方法により固定されていること。 承諾図書のとおり配線されていること。 承諾図書のとおり配線されているとともに接続部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じていないこと。 承諾図書と一致していること。
	(単体設置)	外形寸法取付部品		(7541、変形、損傷等がなく良好な江上がりであること。 製造者の基準による。 承諾図書に示された規格の部品が所定の位置に 適切な方法により取付けられていること。
	3 直流電源 装置 (1)整流器	外 観 保護構造		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。 保護構造に対する条件を満足していること。
		外形寸法		外形寸法が JEM1459 の許容差以内であること。
		材質及び板厚		金属製であるとともに提出図書に示された板厚 であること。
		取付器具		承諾図書に示された規格の器具が所定の位置に 適切な方法により固定されていること。
		配線		承諾図書のとおり配線されているとともに接続 部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じ ていないこと。
		銘板記入事項		承諾図書と一致していること。

	摘		要	
外観を目視により確認する。				
構造を目視により確認する。				
外形寸法をスケールにより測定する	る。			
材質・板厚が所定のものであるこ	とを確認する。			
取付器具の規格及び取付状態を目	規、場合によりスク	ケール等で確	認する。	
配線状態を目視により確認する。				
銘板の用語及び文字記入内容を目	規により確認する。			
外観を目視により確認する。				
主要外形寸法をスケールにより測定	定する。			
取付部品の規格及び取付状態を目	視により確認する。			
外観を目視により確認する。				
構造を目視により確認する。				
外形寸法をスケールにより測定す	3 .			
材質・板厚が所定のものであるこ	とを確認する。			
取付器具の規格及び取付状態を目	現、場合によりスク	ケール等で確	認する。	
配線状態を目視により確認する。				
銘板の用語及び文字記入内容を目	規により確認する。			

	機器名	項目	規格値 (mm)	判定基準
電気設備	(2) 蓄電池	外 観		承諾図書に示す電池の種類であるとともに汚れ、 損傷がないこと。
		外形寸法		製造者の基準による。
製作)		電解液面		電解液面の位置が最高から最低の範囲内にあること。
	4 UPS 電源装置	外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
	(インバ ータ切替	保護構造		保護構造に対する条件を満足していること。
	装置)	外形寸法		外形寸法が JEM 1459 の許容差以内であること。
		材質及び板厚		金属製であるとともに承諾図書に示された板厚であること。
		取付器具		承諾図書に示された規格の器具が所定の位置に 適切な方法により固定されていること。
		配線		承諾図書のとおり配線されているとともに接続 部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じ ていないこと。
		銘板記入事項		承諾図書と一致していること。
	5 予備発電 装置	外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
		外形寸法		製造者の基準による。
		取付部品		承諾図書に示された規格の部品が所定の位置に 適切な方法により固定されていること。
	(1)発電機 単体	外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
		外形寸法		製造者の基準による。
		取付部品		承諾図書に示された規格の部品が所定の位置に適切な方法により固定されていること。

		要	
る。			
り測定する。			
る。			
る。			
る。			
り測定する。			
であることを確認する	0		
状態を目視、場合によ	りスケール等で	確認する。	
認する。			
为宏む日担に F N 確認	ナス		
	· 9 る。 		
ర .			
により測定する。			
伏態を目視により確認	ける。		
3 .			
により測定する。			
伏態を目視により確認	する。		
	状態を目視、場合によ 認する。 内容を目視により確認 る。 により測定する。 状態を目視により確認 る。 により測定する。	る。 る。 る。 の測定する。 であることを確認する。 状態を目視、場合によりスケール等では 認する。 内容を目視により確認する。 により測定する。 状態を目視により確認する。 る。	る。 る。 る。 る。 の 別定する。 であることを確認する。 状態を目視、場合によりスケール等で確認する。 認する。 ひ容を目視により確認する。 により測定する。 状態を目視により確認する。 る。 により測定する。 により測定する。

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
電気設備(据付)	1 配電盤類 (1)高圧閉鎖 配電盤 (2)低圧閉鎖 配電盤 (3)高圧電動 機盤 (4)コントロ ールセ	据付状態		ア 承諾図書に示す構造及び方法により所定の 位置に据付けられていること。 イ 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) ウ アンカーボルト等で堅固に固定されている こと。 エ アンカーボルトのねじ部の先端が、ナットの 上面からねじ山が2~3山以上(目安)確保 されていること。
	ンタ (5)監視制御 盤 (6)継電器盤 (7)操作盤	外観状態		ア 変形、損傷していないこと。 イ 取付器具及び収納機器が破損又は外れていないこと。 ウ 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 エ 異物が混入していないこと。 オ 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	2 変圧器 (単体設置)	据付状態		ア 承諾図書に示す所定の位置に据付けられていること。 イ 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) ウ アンカーボルト等で堅固に固定されていること。
		外観状態		ア 変形、損傷していないこと。 イ 取付器具が破損していないこと。 ウ 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混 触が生じていないこと。 エ 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	3 直流電源 装置 (キュ	据付状態		配電盤類に準ずる。
	ービクル 形) 及び U P S 電 源 装置	外観状態		配電盤類に準ずる。
	4 予備発電 装置 (発電 機、ディー ゼル機関)	据付状態		ア 承諾図書に示す所定の位置に据付けられていること。 イ 据付水平度等が許容値以内であること。 (製造者の基準による。) ウ アンカーボルト等で堅固に固定されていること。 エ 防震装置が設けられていること。
		外観状態		ア 変形、損傷していないこと。 イ 配線接続部に断線、接触不良、接続外れが生じていないこと。 ウ 配管の布設に異常がないこと。 エ 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。 オ 所轄消防署の指示事項を満足していること。

	摘	要	
据付状態を目視、スケール等に	より確認する。		
外観状態を目視により確認する			
グト駅小態を日悦により帷診9つ	0		
据付状態を目視、スケール等に	上り確認する		
MILLINGE CHINE AND AND AND	<i>У</i> РЕФГ 7 ° У 0		
外観状態を目視により確認する	0		
配電盤類に準ずる。			
配電盤類に準ずる。			
据付状態を目視、スケール等に	トの佐知士ス		
が が が が が が が が が が が が が が	より作説する。		
外観状態を目視により確認する			
/ 時収/いばと 日 701(一よ ソ 1年前4) 分	0		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判定基準
電気設備(据付)	5 器具(分電盤、照明器 具等)	取付状態		ア 承諾図書に示す所定の位置に取付けられていること。 イ 堅固に取付けられているとともに必要な接地が施されていること。 ウ 変形、損傷していないこと。 エ 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 オ 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	6 配線工事 (1)配線	配線状態		ア よじれ、キンク、被覆の損傷がなく、整然と 布設されていること。 イ 高圧、低圧、制御、計装ケーブルが混触して 配線されていないこと。 ウ ケーブル支持、結束が適切に行われているこ と。 エ ハンドホール、マンホール内ではケーブルに 余裕があること。 オ 指示された箇所に線名札(ケーブル規格、行 先等を表示した札)が適切に取付けられてい ること。
	(2) ラック及	端末処理状態 水平支持間隔	設計値±30	ア 施工条件に合致した端末処理材料が使用されていること。 イ 端末処理は製造者の基準に基づいて行われていること。 ウ ケーブルの相色別、マークバンド、名札等が適切に取付けられていること。 ア ケーブルを損傷するような突起物がないこ
	(2) ブックス びダクト	ボラッ ダ 垂 ラッ ダ が から	設計値±30	と。 イ ラック・ダクトの変形及び塗装面にキズ等の 欠陥がないこと。 ウ 電圧種別等に基づく (高圧、低圧、制御・計 装) 隔壁 (セパレータ) が設けられていること。 エ 堅固に取付けられているとともに必要な箇 所に伸縮継手、接地が施されていること。 支持間隔については施工延長おおむね5 m につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。

摘 要
取付状態を目視、スケール等により確認する。
配線状態を目視により確認する。
端末処理状態を目視により確認する。
取付状態を目視、スケール等により確認する。

機器名		項目	規格値	判 定 基 準
	и ж ни н	7 1	(mm)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
電気設備(据付)	(3) 露出配管 (電線管)	取付状態 支持間隔 (鋼製電線管 及び硬質 ・ のでである。 ・ のではいき	設計値±30	ア 曲げ箇所につぶれがないこと。 イ 管相互及び器具等とは付属品にて堅固に接続され整然と布設されていること。 ウ 必要な箇所に伸縮継手、接地が施されていること。 エ 他の配管 (ガス、水、油等)と接近、交差する場合は接触していないこと。 オ 曲げ半径は管径の6倍以上であること。 カ 曲げ角度は1箇所 90°以内で1区間合計が270°以内であること。 キ 1区間の曲がり箇所が4箇所以上又は管長が30mを超え、電線、ケーブルの引入れが困難な箇所にはプルボックス等が設けられていること。 ク 管端には適切な付属品 (ブッシング等)を使用して電線、ケーブルに損傷を与えないこと。 ケ 支持間隔については施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。上記未満は2箇所測定する。
	(4) コンクリ ート埋 設配管 (電線管)	取付状態 スラブ厚さと 配管寸法 はつり配管の 被り深さ	T/4以下 30以上	露出配管に示すア〜ケの他に下記の項目とする こと。 コンクリート埋設の場合の関係寸法が適正 であること。 (T:スラブ厚さ(mm))
	(5)地中電線	管相互間隔 布設状態	25 以上	ア 埋設深さは適正であること。
	地路硬リレ等)	和 直接 単設式 他の力 を	1,200以上 600以上 300以上	イ 埋設シート、埋設標柱は適切に設けられていること。 ウ 管相互の離隔は適正であるとともに整然と布設されていること。 エ 管路につぶれ等が生じないように適正な方法で施工されていること。 オ 埋設管には必要に応じ防食処理が施されていること。 カ 管端には適切な付属品(ベルマウス等)を使用して電線、ケーブルに損傷を与えないこと。 [電気設備の技術基準の解釈第 120 条 JIS C 3653]

	摘	要	
取付状態を目視、	スケール等により確認する。		
取付状態を目視、	スケール等により確認する。		
布設状態を目視、	スケール等により確認する。		

		I	I	
	機器名	項目	規格値 (mm)	判定基準
電気設備(据付)	(6) 地中電線 路(トラ フ) (7) マンホー ル、ハン ドホール	布設状態構造及び据付状態		波付硬質ポリエチレン管に示すア〜エの他に下記の項目とすること。 ア トラフ内に砂が充填されていること。 イ トラフの蓋は本体と継ぎ目をずらせて布設されていること。 ア 施設場所に応じた構造のものを設置していること。 イ 基礎処理が適切であること。 ウ 水の進入及び排水を十分考慮したものとなっていること。 エ 地中電線管との取合い部分の施工が適切に行われていること。 オ ケーブル支持金物、タラップが取付けられていること。(□1200 mm又は、深さ 1200 mm以上について適用)
	(8) ピット	構造		ア 縁金物の取付けが適切であること。イ 内面仕上げはケーブルに損傷を与えないものとなっていること。ウ 蓋は容易にあけられるものとなっていること。
	(9) その他 (貫通部 処理等)	処理状態		ア 屋外貫通部は防水処理されていること。 イ 防火区画の貫通部処理はその壁や床に応じ た耐火性能を保持させるべく防火処理が施 されていること。
	7 接地工事	接地の状態		電気設備技術基準に示す施設場所に応じた接地 が施されていること。
		接地極状態		ア 接地極材料は銅板又は銅棒を使用していること。 イ 接地極と接地線の接続は銀ろう付け又は銅テルミット溶接によっていること。 ウ 接地極の埋設深さは75cm以上であること。 エ 接地極の間隔は2.0m以上であること。 オ 接地線立上りにおいて、人の触れるおそれのある場所の接地線は地表下75cmから地表上2mまでを硬質ビニル管で保護する。また、外傷を受けるおそれのある接地線も硬質ビニル管で保護する。 カ 接地極ごとに種類、位置、抵抗値を示す表示板、標柱等を設けること。
	8 架空電線 路 (1)建柱及び 装柱	建柱状態 電柱全長 15m以下	全長の 1/6m 以上	ア 根入れ深さ、根かせ等の取付けは適正である こと。 イ 傾斜が甚だしくないこと。

	摘	要	
布設状態を目視、スケール等によ	り確認する。		
構造及び据付状態を目視により確	認する。		
##^サート ロ切り と lo 7かさしよっ			
構造を目視により確認する。			
処理状態を目視により確認する。			
各機器等の設置の状態を目視によ	り確認する。		
施工状態を目視、スケール等によ	り確認する。		
建柱状態を目視により確認する。			

	機器名	項目	規格値 (mm)	判定基準
電気設備		15m超過	2.5m以上	[電気設備の技術基準の解釈第59条]
設備(据付)		装柱状態		ア 取付金具類 (腕金、碍子、バンド等) は堅固 に取付けられていること。 イ 足場ボルトが地上 1.8m未満に設けられて いないこと。
	(2) 架設	架線道そのなび橋の鉄道横の高に、といりでは、は大路のはい横は横道の断上圧、以上の大路をできるが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	地表上 6.0m以上 軌条面上 5.5m 以上 路面上 3.5m以上 路面上 3.0m以上 地表上 5.0m以上	ア 架線の高さは適正であること。 架線の高さについては各径間ごとに確認する。 イ 電線は絶縁電線又はケーブルを使用していること。 ウ 高圧・低圧・弱電流電線相互及び建造物との 離隔距離が適切であること。 エ 電線等は適切な方法で固定されていること。
	(3) 支線及 び 支 柱	取付状態		 ア 取付け方向、位置は適切であること。 イ 支線にゆるみがないこと。 ウ 玉碍子が取付けられていること。 エ 根かせ、ブロック等は適切な深さに埋設されていること。 オ 電柱と支線、支柱との取付けが適正であること。 カ 支線カバーが取付けられていること。
	(4) 引込線 等	引込線 選のはい が構は横断 のはい が構は横断 の高圧) (低圧)	路面上 6.0m以上(特例 3.5m) 路面上 5.0m以上(特例 3.0m)	ア 架線の高さは適正であること。 架線の高さについては各径間ごとに確認する。 イ その他の項目は架線2~3に準ずる。 [電気設備の技術基準の解釈第116,117条]

摘 要
装柱状態を目視により確認する。
架線の地表上の高さ、電線の種類等を目視、スケール等により確認する。
取付状態を目視、スケール等により確認する。
引込線の地表上の高さ、電線の種類等を目視、スケール等により確認する。

機器名	項目	規格値 (mm)	判定基準
電気設備(据付)	鉄道が上高 (低 上場高 (低 用能 関 の) のおに正 以外の (低 用能 関 の) のおおり (低 用) のおり (で) のかり (で) のがり	軌条面上 5.5m	ア 取付高さは地表上 1.8m以上 2.2m以下の範囲であること。 イ 取付位置は検針、保守、調査(検査)の容易な場所であること。 ア 保安上の責任分界点として区分開閉器 (不燃性絶縁物を使用したもの) が設置されていること。

摘	要	
取付高さ、位置を目視、スケール等により確認する。		
以内向で、1上直で口が、ハウ ルギ(により作品) がる。		
施設状況を目視により確認する。		

第2節 品質管理

1 材料等管理

電気設備工事に用いる器材、器具の規格は日本産業規格(JIS)、日本電機工業会規格(JEM)、 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)等に定められたものを使用するものとし、試験方法は次の とおりとする。

種類	項目	適用基準
高圧交流遮断器	構造試験、主回路抵抗測定試験、開閉試	JIS C 4603
(JIS 品)	験(定格値に限る)、耐電圧試験(乾燥状態	
	での商用周波耐電圧に限る)	
高圧交流遮断器	構造試験、開閉試験、抵抗測定試験、商	JEC 2300
(JEC 品)	用周波耐電圧試験	
高圧進相コンデンサ	構造試験、容量試験、耐電圧試験(商用周	JIS C 4902
	波電圧のみ)、損失率試験、密閉性試験、	
	放電性試験(放電抵抗器を備えているも	
	のに限る)	
高圧進相コンデンサ用直列リアクト	構造試験、容量試験、耐電圧試験(商用周	JIS C 4902 附1
ル	波電圧のみ)、導体抵抗試験、損失試験	
屋内用高圧断路器	構造試験、抵抗測定試験、無電圧開閉試	JIS C 4606
(JIS 品)	験、耐電圧試験(商用周波耐電圧に限る)	
屋内用高圧断路器	構造試験、開閉試験、抵抗測定試験、商	JEC2310
(JEC 品)	用周波耐電圧試験	
高圧限流ヒューズ	構造試験、抵抗試験、無電圧開閉試験(断	JIS C 4604
	路形ヒューズに限る)、耐電圧試験(主回	
	路端子と大地間の商用周波耐電圧に限	
	る)	
高圧交流負荷開閉器	主回路の乾燥商用周波耐電圧試験、補助	JIS C 4605
	回路及び制御回路の耐電圧試験、主回路	
	の抵抗試験、無電圧連続開閉試験	
引外し形高圧交流負荷開閉器	主回路の乾燥商用周波耐電圧試験、補助	JIS C 4607
	回路及び制御回路の耐電圧試験、主回路	
	の抵抗試験、引外し試験、トリップ動作	
	試験、無電圧連続開閉試験	
高圧電磁接触器	構造試験、動作試験、商用周波耐電圧試	JEM 1167
	験	
高圧避雷器(屋内用)	構造試験、絶縁抵抗試験、商用周波放電	JIS C 4608
(JIS 品)	開始電圧試験、衝撃放電開始電圧試験	
	(100%衝撃放電開始電圧試験のみ)	
高圧避雷器(屋内用)	構造試験、商用周波放電開始電圧試験、	JEC 2374
(JEC 品)	雷インパルス放電開始電圧試験、絶縁抵	
	抗及び漏れ電流試験	

(参考) 規格値	管理方式	処	置
製造者の品質試験結果に基づく			
試験成績書等で確認をする。			
なお、試験成績書の提出を省			
略できるものは、次の機材等と する。			
ア JIS 規格認定品			
イ 電気用品安全法認定品			
ウ (一財) 日本建築センター			
の性能評定及び誘導灯認定			
委員会の認定証表が貼付さ れている照明器具			
エ(一財)日本消防設備安全			
センターの認定表が貼付さ			
れた消防防災制御盤			
オ 仕様書に明記されていない			
機材			

種類	項目	適用基準
高圧受電用過電流継電器	構造試験、不動作試験、動作電流特性試 験、動作時間特性試験、商用周波耐電圧 試験	JIS C 4602
過電流継電器	構造試験、絶縁抵抗試験、商用周波耐電 圧試験、動作値誤差試験、動作時間誤差 試験、動作時間算定による誤差試験	JEC 2510
電圧継電器	構造試験、絶縁抵抗試験、商用周波耐電 圧試験、動作値誤差試験、動作電圧試験	JEC 2511
高圧受電用地絡継電装置	構造試験、動作電流特性試験、動作時間 特性試験、商用周波耐電圧試験	JIS C 4601
高圧受電用地絡方向継電装置	構造試験、動作電流特性試験、動作電圧 特性試験、位相特性試験、動作時間特性 試験、商用周波耐電圧試験	JIS C 4609
地絡方向継電器	構造試験、絶縁抵抗及び耐電圧試験、動作値試験(電流動作値、電圧一電流特性、電圧動作値)、位相特性試験(動作位相角)、動作時間試験、負荷試験	JEC 2512
配線用遮断器	構造試験、操作特性試験、 200%電流引外し試験、耐電圧試験	JIS C 8201-2-1
漏電遮断器	構造試験、操作特性試験、テスト装置の 試験、200%電流引外し試験、絶縁抵抗 試験、耐電圧試験、感度電流試験、動作 過電圧試験	JIS C 8201-2-2
交流電磁接触器	構造試験、動作試験、耐電圧試験	JEM 1038
計器用変成器(変流器)	構造試験、極性試験、商用周波耐電圧試験、部分放電試験、長時間交流耐電圧試験、巻線端子間耐電圧試験、比誤差及び 位相角試験	JIS C 1731-1
計器用変圧器)	構造試験、極性試験、商用周波耐電圧試 験、誘導耐電圧試験、部分放電試験、長 時間交流耐電圧試験、比誤差及び位相角 試験、周波数特性試験	JIS C 1731-2
計器用変成器(保護継電器用)	構造試験、極性試験、商用周波耐電圧試験、巻線端子間耐電圧試験、部分放電試験、長時間交流耐電圧試験、比誤差及び 位相角試験	JEC 1201
直動式指示電気計器	固有誤差試験、影響変動値試験、電圧試験、零位への戻り試験	JIS C 1102

(参考) 規格値	管理方式	処	置
製造者の品質試験結果に基づく			
試験成績書等で確認をする。			
なお、試験成績書の提出を省			
略できるものは、次の機材等と			
する。 ア JIS 規格認定品			
イ 電気用品安全法認定品			
ウ(一財)日本建築センター			
の性能評定及び誘導灯認定 委員会の認定証表が貼付さ			
れている照明器具			
エ(一財)日本消防設備安全			
センターの認定表が貼付さ れた消防防災制御盤			
オ 仕様書に明記されていない			
機材			

種類	項目	適用基準
電力量計	構造及び寸法、銘板の表示、計量の誤差	JIS C 1211-1
電力量的 (単独計器)	の許容限度、始動電流、潜動、発信装置	310 0 1211 1
(十つ)以口「有時)	付計器の発信パルス、絶縁抵抗、商用周	
	波耐電圧	
		JIS C 1216-1
電力量計	構造及び寸法、銘板の表示、計量の誤差	J13 C 1210 1
(変成器付計器)	の許容限度、始動電流、潜動、発信装置	
	付計器の発信パルス、絶縁抵抗、商用周	
	波耐電圧	TT0 0 1000 1
無効電力量計	構造及び寸法、銘板の表示、計量の誤差	JIS C 1263-1
	の許容限度、始動電流、潜動、発信装置	
	付計器の発信パルス、絶縁抵抗、商用周	
	波耐電圧	
蛍光灯器具	構造試験、点灯試験、絶縁抵抗試験、耐	JIS C 8105–1
	電圧試験	JIS C 8105-2-1
		JIS C 8105-3
		JIS C 8106
		JIS C 8115
白熱灯器具	構造試験、点灯試験、絶縁抵抗試験、耐	JIS C 8105-1
4 дду 4	電圧試験	JIS C 8105-2-1
		JIS C 8105-3
H I D器具	構造試験、点灯試験、絶縁抵抗試験、耐	JIS C 8105-1
	電圧試験	JIS C 8105-2-1
	电工产物大	JIS C 8105-3
 キャビネット形分電盤	構造試験、絶縁抵抗試験、商用周波耐電	-
イヤレイットル万电磁 	用点的機、地球化が起源、衛用向板側电 圧試験、シーケンス試験	JIS C 8480
 鋼製電線管	圧縮試験、衝撃試験、曲げ試験、耐食性	JIS C 8305
對於电影音	試験	J13 C 8505
 硬質ポリ塩化ビニル電線管		TIC C 0420
	圧縮試験、衝撃試験、絶縁耐力試験及び	JIS C 8430
V4/1-====================================	絶緣抵抗試験、耐燃性試験、耐熱性試験	
波付硬質ポリエチレン管	圧縮強度試験、難燃性試験	JIS C 3653
by left		附属書1
鉄筋コンクリートケーブルトラフ	外観、形状及び寸法	JIS A 5372
組立式マンホール	外観、形状及び寸法検査	JIS A 5372
組立式ハンドホール	外観、形状及び寸法検査	JIS A 5372
		<u> </u>
600Vビニル絶縁電線(IV)	外観試験、構造試験、導体抵抗試験、耐	IIS C 3307
	電圧試験、絶縁抵抗試験、絶縁体の引張	110 0 0001
	試験、加熱試験、耐油試験、巻付加熱試	
	験、低温巻付試験、加熱収縮試験、加熱	
	変形試験、難燃試験	
屋外用ビニル絶縁電線(OW)	外観試験、構造試験、導体の引張試験、	JIS C 3340
	導体抵抗試験、耐電圧試験、絶縁体の引	
	張試験、加熱試験、巻付加熱試験、低温	
	巻付試験、加熱変形試験	

(参考) 規格値	 管理方式	処	置
製造者の品質試験結果に基づく		·	
試験成績書等で確認をする。			
かか 学歌小徒事で担口さい			
なお、試験成績書の提出を省 略できるものは、次の機材等と			
する。			
ア JIS 規格認定品			
イ 電気用品安全法認定品			
ウ(一財)日本建築センター			
の性能評定及び誘導灯認定 委員会の認定証表が貼付さ			
まりまい 配足証 名が 照刊 されている 照明器具			
エ(一財)日本消防設備安全			
センターの認定表が貼付さ			
れた消防防災制御盤			
オ 仕様書に明記されていない 機材			
(茂化)			

種類	項目	適用基準
引込用ビニル絶縁電線(DV)	外観試験、構造試験、導体の引張試験、 導体抵抗試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試 験、絶縁体の引張試験、加熱試験、巻付 加熱試験、低温巻付試験、加熱変形試験、 難燃試験	JIS C 3341
制御用ケーブル	外観試験、構造試験、導体抵抗試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験、絶縁体及びシースの引張試験、加熱試験、耐油試験、巻付加熱試験、低温巻付試験、耐寒試験、加熱変形試験、難燃試験、発煙濃度、燃焼時発生ガスの酸性度及び導電率	JIS C 3401
600Vポリエチレンケーブル	外観試験、構造試験、導体抵抗試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験、絶縁体及びシースの引張試験、加熱試験、耐油試験、巻付加熱試験、耐寒試験、加熱変形試験、難燃試験、発煙濃度、燃焼時発生ガスの酸性度及び導電率	JIS C 3605
高圧架橋ポリエチレンケーブル	外観試験、構造試験、導体抵抗試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験、絶縁体及びシースの引張試験、加熱試験、加熱変形試験、耐寒試験、難燃試験、耐油試験、発煙濃度、燃焼時発生ガスの酸性度及び導電率	JIS C 3606

(参考) 規格値	管理方式	処置	
製造者の品質試験結果に基づく			
試験成績書等で確認をする。			
なお、試験成績書の提出を省 略できるものは、次の機材等と			
する。			
ア JIS 規格認定品			
イ 電気用品安全法認定品			
ウ (一財) 日本建築センター			
の性能評定及び誘導灯認定 委員会の認定証表が貼付さ			
れている照明器具			
工 (一財) 日本消防設備安全			
センターの認定表が貼付さ			
れた消防防災制御盤			
オ 仕様書に明記されていない 機材			
15X(L)			

2 機能管理

	機器名	項	目	規格値 (mm)	半	〕 定	基	準
電気設備	1 配電盤類 (1)高圧閉鎖 配電盤 (2)低圧閉鎖	機構動作 シーケン 験			正常に動作す) のと	おり動作すること
佣(製作)	 (2) 低電 (3) 機コルセ (4) ータ (5) 盤 (6) 操作 (7) 	験商圧試験	波耐電		1 高圧閉鎖 試験回 主回路と 制御回大電動 2 低圧閉鎖 主回路と 制御回路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視制路 3 監視 3 監 3 監 3 監 4 監 4 監 5 監 5 監 6 監 6 監 6 監 6 監 6 監 6 監 6 監 6	配電盤、高路 6A 6B 3A 3B 3B は 1,50 を 1 5 5 5 5 5 5 6 5 6 5 6 6 8 6 8 6 8 6 7 5 6 6 6 8 6 7 5 6 6 6 6 8 6 7 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	圧階 00 ン 盤粒縁電 状鍋灯超以超以鍋鍋 超電級 V いま 2 最 をお 正 下鍋下鍋下鍋下鍋下鍋 過過	試験電圧(V) 22,000 16,000 16,000 10,000 2,000 **1,500

摘							
引出機構、操作装置、インターロック等の機構動作を確認する。							
機器類がシーケンスにしたがって正常に動作することを確認する。							
主回路及び制御回路と大地間の絶縁耐力を確認する。なお、補助的に絶縁抵抗も測定すること。							

208

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
電気設備(製作)				(2) 巻線形誘導電動機の二次回路 試験回路 試験電圧(V) 逆転又は逆制動 2 E2+1,000 をしない場合 (最低1,200) 逆転又は逆制動 4 E2+1,000 をする場合 (最低1,200) (注) E:回路の定格絶縁電圧 E2:二次回路の静止誘起電圧
	2 変圧器 (単体設置)	変圧比測定位相変位試験	± 1/200	指定変圧比に対し許容値以内であること。 提出図書に示された位相変位であること。
		無負荷試験	無負荷電流 +30% 無負荷損 +15%	無負荷電流、無負荷損が保証値以内であること。 インピーダンス電圧、負荷損が保証値以内である
		ス試験	世10% 負荷損 +15%	こと。
		効率及び電圧 変動率	電圧変動率 +15%	規約効率 $(\eta\%)$ が $(-1/10)(100-\eta)$ であると共に電圧変動率が保証値以内であること。
		交流耐圧試験		下記試験電圧を1分間加えても異常がないこと。 1 二次巻線及び鉄心を大地に接続し、これと 一次巻線との間の場合

摘 要

[補足事項]

各盤のJEM規格は次に示すとおりである。

盤名称	JEM 規格及び名称				
高圧閉鎖配電盤	JEM 1 4 2 5 金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ				
低圧閉鎖配電盤	JEM 1 2 6 5 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ				
高圧電動機盤	JEM 1 2 2 5 高圧コンビネーションスタータ				
コントロールセンタ	JEM 1 1 9 5 コントロールセンタ				
監視制御盤	保護構造 JEM1267 配電盤・制御盤の保護等級				
継電器盤	試 験 JEM 1 4 6 0 配電盤・制御盤の定格及び試験				
操作盤	JEM 1 2 6 5 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ に準拠 JEM 1 4 6 0 配電盤・制御盤の定格及び試験に準拠				

定格電圧の低い方の巻線を基準として、2巻線の無負荷における端子電圧を測定する。

一次、二次巻線のU端子を接続し、一次側より三相電圧を加え各端子間の電圧を測定することにより確認する。

一次側を開放し、二次側より定格周波数、定格電圧を加え無負荷電流、無負荷損を測定する。

二次側を短絡し、一次側より定格周波数の定格電流を流しインピーダンス電圧、負荷損を測定する。 定格電流が通じにくい場合は低減電流で測定して差し支えないが50%以上が望ましい。

上記3、4の測定値より算定する。

巻線と大地間及び巻線間の絶縁耐力を確認する。 なお、補助的に絶縁抵抗も測定すること。

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
電気設備(製作)				公 称 電 試験電 圧(V) 6.6kV 22,000 16,000 3.3kV 16,000 10,000 1.1kV 超過 10,000 3.3kV未満 0.22kV 超過 4,000 1.1kV以下 0.22kV以下 2,000 ※公称電圧3.3kV未満の場合は、電インパルス耐電圧試験を考慮しないものとする。
		誘導耐電圧試 験		定格電圧の2倍の試験電圧を所定の時間加えて異常がないこと。 試験時間=定格周波数×120/試験周波数(秒) (試験時間は15~60秒の範囲とする。)
	3 直流電源 装置	機構動作試験		正常に動作すること。
	(1)整流器	シーケンス試 験		承諾図書(シーケンス図)のとおり動作すること。
		耐電圧試験		次の1~3に掲げる場所に下記に示す試験電圧を 1分間加えても異常がないこと。 1 交流回路と大地間 2 交流・直流回路相互間 3 直流回路と大地間 整流器用変圧器の一次側又 は二次側電圧の区分 60V 以下 500 60V を越え 125V 以下 1,000
				125V を越え 250V 以下 1,500 250V を越え 500V 以下 2,000
		定電圧特性試験	± 2 %	出力電圧が設定値以内であること。
		出力電圧設定 範囲試験	± 3 %	出力電圧の可変範囲が設定値以上であること。
		垂下特性試験		定格出力電流の 120%以下であること。(スイッチング方式を除く)
		効率及び力率 試験		製造者の基準による。
		負荷補償回路 試験		承諾図書に示された負荷電流、保証負荷電圧の範囲内であること。

摘 要 巻線と大地間及び巻線間の絶縁耐力を確認する。 なお、補助的に絶縁抵抗も測定すること。 周波数 (100~500Hz) の絶縁耐力を確認する。 引出機構、操作装置等の機構動作を確認する。 機器類がシーケンスにしたがって正常に動作することを確認する。 交流回路と大地間、交流・直流回路相互間及び直流回路と大地間の絶縁耐力を確認する。 ただし、スイッチング方式の場合は交流回路及び直流回路と大地間とし、交流・直流回路相互間は行わないこと。 なお、補助的に絶縁抵抗も測定すること。 整流器の出力電圧を浮動、均等の定格電圧に設定し、規定の周波数で入力電圧を 90%、100%、110%及び出力 電流を0~100%に変化させた時の出力電圧、周波数、歪み率を測定する。 整流器を定格入力電圧、定格出力電流にて運転し浮動、均等の電圧調整器を調整し出力電圧の可変範囲を測定す 定格入力電圧で出力電流を定格出力以上に増加させ、出力電圧が公称電圧まで降下する間の出力電流を測定す 定格入力電圧で定格出力電流に設定した時の入力電圧、入力電流、入力電力、出力電圧、出力電流を測定し算定 浮動、均等において負荷電流を0、100%に変化させた時の負荷電圧を測定する。

			担地は	
	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
雷		温度試験		各部の温度上昇が左記に示す値以下であること。
電気設備		整流素子のケース		
帰 (製作)		サイリスタ 整流ダイオ	65℃ 90℃	
TF		ード シリコンド		
		ロッパ	110℃	
		変圧器、リアクトル等の巻		
		線類 A種絶縁	50°C	
		E種絶縁 B種絶縁	65℃ 70℃	
		F種絶縁	90°C	
		H種絶縁	115℃	Man National Activities and Activiti
	(2) 蓄電池	容量(放電)試験		製造者の基準による。
	4 UPS電 電源装置	機構動作試験		正常に動作すること。
	(インバータ 切替装置)	シーケンス試 験		承諾図書(シーケンス図)のとおり動作すること。
		耐電圧試験		次の1~3に掲げる場所に下記に示す試験電圧 を1分間加えても異常がないこと。
				1 交流回路と大地間 2 交流・直流回路相互間
				3 直流回路と大地間
				整流器用変圧器の一次側 試験電圧(V) 又は二次側電圧の区分
				60V以下 500
				60V を超え 125V 以下 1,000
				125V を超え 250V 以下 1,500 250V を超え 500V 以下 2,000
				250V を超え 500V 以下 2,000
		出力特性試験 (電圧、周波数 及び波形歪み)	電圧精度 ±3% 周波数精度	電圧精度、周波数精度が規格値以内であるととも に、波形歪み率が管規格値以下であること。
			±0.1% 波形歪み率	
			(線形負荷 時) ±5%	
		効率試験	<u> </u>	製造者の基準による。

	摘	要		
定格入力電圧、定格出力の	の運転状態において各部の温	1度上昇が一定となった	た時の各部の温度を測定	ぎする。
定格電流を定格時間で放	電した時の蓄電池電圧を測定	きする。		
引出機構、操作装置等の	幾構動作を確認する。			
機器類がシーケンスにし	たがって正常に動作すること	を確認する。		
交流回路と大地間、交流	直流回路相互間及び直流回	間路と大地間の絶縁而は	力を確認する。	
	式の場合は交流回路及び直流		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	行わないこと。
規定の周波数で入力電圧	の±10%及び負荷電流を0~	- -100%に変化させた時	テの出力電圧、周波数、 では力電圧がある。	歪み率を測定
する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,		
定格入力電圧で定格出力	電圧、電流に設定した時の入	力電流(電力)、出力	電力を測定して算定す	る。

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
電気設備(製作)		過渡特性試験 (電源急変及 び負荷急変)	電圧変動率 (負荷急変時) 10% (停電/復電時) 7% 整定時間 0.1秒	電圧変動率、整定時間が規格値以内であること。
		バイパス切替 試験		製造者の基準による。
		過負荷試験		製造者の基準による。
		温度試験		各部の温度上昇が左記に示す値以下であること。
		整流素子のケース	a5°0	
		サイリスタ トランジス タ	65℃ 90℃	
		変圧器、リアクトル等の巻線類		
		A種絶縁 E種絶縁 B種絶縁	50℃ 65℃ 70℃	
		F種絶縁 H種絶縁	90°C 115°C	
	5 予備発電 装置	始動停止試験		正常に原動機が始動停止すること。
		保安装置試験		保安装置が確実に動作すること。
		シーケンス試 験		承諾図書(タイムスケジュール,シーケンス図) のとおり動作すること。
		電圧調整範囲 試験		製造者の基準による。
		調速機試験	瞬時変動率 10% 整定変動率 5% 整定時間 8秒	瞬時変動率、整定変動率、整定時間が規格値 以内であること。
		過速度試験		110%速度で1分間運転しても異常がないこと。
		負荷試験		製造者の基準による。

	摘	要	
入力電圧及び負荷を急変	させた時の出力電圧の変動が	及び整定時間を測定する。	
手動、自動切換でのバイク	パス切換時間を測定する。		
	- 5450 114 CVGC 7 W		
過負荷耐量を確認する。			
定格入力電圧、定格出力の	の運転状態において各部の流	温度上昇が一定となった時	の各部の温度を測定する。
制御盤(発電機盤)におい	ハて手動、自動操作での原	動機の始動停止を確認する。	o
	いて手動、自動操作での原 的に作動させて本回路の動)
保安装置を実際又は模擬		作を確認する。	
保安装置を実際又は模擬 原動機及び機器類がタイ	的に作動させて本回路の動か ムスケジュール及びシーケン	作を確認する。	
保安装置を実際又は模擬 原動機及び機器類がタイ	的に作動させて本回路の動か ムスケジュール及びシーケン	作を確認する。	
保安装置を実際又は模擬 原動機及び機器類がタイム 電圧調整器の操作により	的に作動させて本回路の動か ムスケジュール及びシーケン	作を確認する。 ンスにしたがって正常に動	作することを確認する。
保安装置を実際又は模擬 原動機及び機器類がタイム 電圧調整器の操作により	的に作動させて本回路の動作 ムスケジュール及びシーケン 電圧調整範囲を測定する。	作を確認する。 ンスにしたがって正常に動	作することを確認する。
保安装置を実際又は模擬 原動機及び機器類がタイム 電圧調整器の操作により	的に作動させて本回路の動作 ムスケジュール及びシーケン 電圧調整範囲を測定する。	作を確認する。 ンスにしたがって正常に動	作することを確認する。
保安装置を実際又は模擬 原動機及び機器類がタイム 電圧調整器の操作により	的に作動させて本回路の動作 ムスケジュール及びシーケン 電圧調整範囲を測定する。	作を確認する。 ンスにしたがって正常に動	作することを確認する。
保安装置を実際又は模擬原動機及び機器類がタイト電圧調整器の操作により	的に作動させて本回路の動作 ムスケジュール及びシーケン 電圧調整範囲を測定する。	作を確認する。 ンスにしたがって正常に動	作することを確認する。
保安装置を実際又は模擬原動機及び機器類がタイト電圧調整器の操作により電圧調整器の操作により電圧 1435 に定められた負速度耐力を確認する。	的に作動させて本回路の動作 ムスケジュール及びシーケン 電圧調整範囲を測定する。	作を確認する。 ンスにしたがって正常に動 回転数の変動、整定時間及	作することを確認する。

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
電		燃料消費率試 験		製造者の基準による。
電気設備		振動測定試験		振動(振幅)が左記に示す値以内であること。
(製作)		1、2、3シリンダの場合 4、5、7シリンダの場合 その他のシリンダの場合	8以下 4以下	(単位:1/10mm)
			3以下	毎17年大の 甘がり 7 トフ
		筒内最高圧力 測定		製造者の基準による。
		主要部温度測定		製造者の基準による。
		クランク軸デ フレクション		製造者の基準による。
	(1) 発電機単 体	絶縁抵抗測定		絶縁抵抗が左記に示す値以上であること。
	14×	電機子各相巻線と大地間 600V以下 3,300V, 6,600V以下 界磁巻線と大 地間	3MΩ以上 5MΩ以上 3MΩ以上	
		商用周波耐電圧試験		下記試験電圧を1分間加えても異常がないこと。 区 分 試 験 電 圧 電機子各 相巻線と (最低1,500V) 大地間 界磁巻線 外磁巻線がサイリスタ整流器を 介して励磁される場合 10 E x 又は 2 Eac + 1,000 V の いずれか高い電圧 (最低1,500 V,最高5,000 V) 上記以外の場合 10 E x (最低1,500 V,最高5,000 V) E : 発電機定格電圧 E x : 励磁装置の定格電圧

摘	摘 要
上記7で測定された燃料消費量より燃料消費率を算定する。	
定格負荷運転における防振ゴム上の共通台床の振動(上下方向、軸方向及び軸と直角 向の2方向について両振幅)を測定する。(定置形のみに適用)する。	角の水平方
カロー・ハン ファナル・マカルコ アコヤ・ショ 人・ナン・ボーファー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
汎用エンジンにおいて測定不可能な場合は省略することができる。	
汎用エンジンにおいて測定不可能な場合は省略することができる。	
汎用エンジンにおいて測定不可能な場合は省略することができる。	
巻線と大地間の絶縁抵抗を測定する。	
電機子巻線、界磁巻線と大地間の絶縁耐力を確認する。	

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
雷				Eac: サイリスタ整流器の交流側最高電圧
電気設備		温度試験		温度上昇限度内であること。
(製作)		過速度耐力試 験		120%速度で2分間運転しても異常がないこと。
		効率算定		ア 50kVA を超えるもの 規約効率 (η) の— [0.10 (100—保証値)] 以内 イ 50kVA 以下のもの 規約効率 (η) の— [0.15 (100—保証値)]
		過電流耐力試験		以内 150%の定格電流で 15 秒間運転しても異常がな いこと。
		波形狂い率	10%以下	在い率が規格値以下であること。

摘
定格負荷で各部の温度が一定になるまで運転し、運転中及び停止後の温度を測定する。
速度耐力を確認する。
巻線抵抗測定、無負荷飽和特性、三相短絡特性、機械損測定、界磁電流算出の試験より各損失を算出し、JEC-2130に基づき効率を算定する。
、旧母、大工1+1・7か号のトフ
過電流耐力を確認する。
無負荷電圧をオシログラフ等により記録し JEC-2130により求める。

		I	Γ	
	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
雷	1 配電盤類 (1)高圧閉鎖 配電盤 (2)低圧閉鎖 配電盤 (3)高圧電動 機盤 (4)コレセン タ (5)監視制御 盤 (6)継電器盤 (7)操作盤	機構動作試験		正常に動作すること。
電気設備(据付)		シーケンス試験		承諾図書(シーケンス図)のとおり動作すること。
	2 直流電源 装置 (キ ュービク ル形) 及 びUPS 電源装置	電圧測定		製造者の基準による。
		電流測定		製造者の基準による。
		電解液の比重、 温度測定		製造者の基準による。
		シーケンス試 験		承諾図書(シーケンス図)のとおり動作すること。
	3 予備発電 装置 (発 電機 及 ディ ル 機 関)	始動停止試験		正常に始動停止すること。
		保安装置試験		保安装置が確実に動作すること。
		シーケンス試 験		承諾図書 (タイムスケジュール、シーケンス図) のとおり動作すること。
		温度試験		製造者の基準による。
		振動測定		振動(振幅)が左記に示す値以下であること。
		1、2、3シリ ンダの場合	8以下	(単位:1/10mm)
		4、5、7シリ ンダの場合	4以下	
		その他のシリ ンダの場合	3以下	

摘 要 引出し機構、投入機構、インターロック等の機構動作を確認する。 機器類がシーケンスにしたがって正常に動作することを確認する。 交流入力電圧、浮動充電電圧、均等充電電圧、負荷電圧を測定する。 また、浮動充電中の電池の総電圧、全セル電圧も測定する。 充電器出力、負荷電流を測定する。 浮動充電中にパイロットセルの比重、温度測定をする。 なお、密閉式蓄電池は対象外とする。 機器類がシーケンスにしたがって正常に動作することを確認する。 制御盤(発電機盤等)において、手動、自動操作で原動機の始動停止を確認する。 保安装置を実際又は模擬的に作動させ保安回路の動作を確認する。 機器類及び原動機がタイムスケジュール及びシーケンスにしたがって正常に動作することを確認する。 定格出力で運転し、各部の温度を測定する。 なお、車両用エンジン等で計測が不可能な機関は対象外とする。 定格負荷運転における防振ゴム上の共通台床の振動(上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の2方向につい て両振幅)を測定する。(定置形のみに適用)する。

	機器名	項目	規格値 (mm)	判	定	基	準
電気設備(据付)	機器名	項目 各種配料、び空気 燃料及び空気 燃料 大い空気 燃料 大い空気 燃料 大い空気 燃料 大い空気 が 大い		各種配管に左記 境界線上で 電気 (国を) (国を)	者が指定 単による。 連続して	Table Ta	い 異常がないこ 次下であること。 大下である である である である である である である でも耐える での最上の電上の電上の電上 の電上 の電上 の電上 の電上 の電上 の電上
				発電機 電動機 調相機	のもの		圧の 1.5 倍 の電圧 (500 V未満とな る 場 合 は 500V)
				電動機	7,000 V の巻線	7以下	の電圧 (500 V未満となる場合は 500V) 最大使用電 圧の 1.5 倍
							の電圧 (500 V未満とな る場合は 500V)

摘		要
必要に応じ所定の圧力試験を実施する。		
指示された場合に測定する。		
〈ア〉 主回路と大地間の絶縁抵抗値を測定す	<u></u>	
(イ) 絶縁抵抗計の選定は下表のとおりと	· -	
測定区分 定 格		
高圧回路 1,000, 2,000 V 低圧回路 500 V		
弱電回路 100, 250V		
(ウ) 絶縁耐力試験を実施する場合は試験の	の前後の値を測定する。	
高圧電路、回転機器、変圧器、機器の絶縁耐力		4/9元十九七七一 アンスファン・ナルを図した担人
なお、工場において JIS、JEC に基づいた商用は、現地における絶縁耐力の確認は次による	ことができる。	出物明月を有していることを推認した場合
1 常規対地電圧を10分間加えて確認したと 「常規対地電圧」とは通常の運転状態で主回		に加わる電圧をいう。

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準		
電気設備(据付)	機器名		[電気設備の技術基準の解釈第1、14、15、17条] 最大使用電圧=公称電圧×1.15 (公称電圧が1000V以下) 最大使用電圧=公称電圧×1.15÷1.1 (公称電圧が1,000Vを超え500,000V未満) 接地種別 接地抵抗値			
				(低圧回路において当該電路に地絡を生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは500 Ω以下) D 種 100 Ω以下 (低圧回路において当該電路に地絡を生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは500 Ω以下) [電気設備の技術基準の解釈第 17 条]		
		保護継電器試験		ア 保護継電器が目的に応じた最小動作(電流、電圧)、時限特性、位相特性を有すること。 イ 保護継電器の設定(タップ、レバー)により電力会社及び自系の保護協調がとれていること。		
		総合武運転		組合せ機能確認後、遠隔操作室より手動、自動等の動作が正常であること。		

摘 要
接地種別ごとの接地抵抗値を測定する。
保護継電器の動作特性を測定する。
設備の動作が正常であることを確認する。 ※総合試運転 電気設備と関連施設を含めて行う動作確認試験。